

## 随意契約理由書

工事名称： 大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター 監視制御設備工事

工事場所： 藤井寺市西大井一丁目地内

本工事は、別途施工中の大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター 監視制御設備更新工事にて老朽化した監視制御設備を更新することに伴って必要となる既設 2 系水処理施設監視制御設備について機能増設工事を行うものである。

当該設備は、いわゆる汎用設備ではなく、大井水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、不具合に対する処置検討能力及び熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した株式会社安川電機大阪支店以外になく、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を行うものである。